

まもなく税の申告時期です

平成21年度市民税・都民税の申告と、平成20年分所得税の確定申告の受け付けを2月16日(月)から始めます。3月16日(月)が受付最終日となりますが、申告期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、早めに申告されますよう準備をお願いいたします。

〔問い合わせ〕市民税・都民税は課税課。所得税は武蔵府中税務署 ☎042(362)4711

市民税・都民税の申告 所得税の確定申告

申告期間

2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日を除く)
 ※課税課では、2月22日(日)・3月15日(日)(午前9時～午後3時)も申告の受け付けを行います。ご利用ください。

提出先

〔市民税・都民税申告書〕課税課
 〔所得税確定申告書〕武蔵府中税務署
 ※計算・記入済みの確定申告書は、申告期間中(2月22日(日)・3月15日(日)を含む)課税課でもお預かりします。

税務署への電話は自動音声案内になりました

税務署に電話をかけた後は、自動音声案内に従い用件に応じて「1」番か「2」番を選択してください。

国税に関する一般的な相談を受けたい場合は、「1」番を、税務署へ問い合わせがある場合は、「2」番を選択してください。

なお、武蔵府中税務署では2月22日(日)・3月1日(日)も開庁し、確定申告の受け付けと相談を行いますのでご利用ください。

※税金の納付相談や確定申告の作成会場にお越しになる場合は事前の予約は必要ありません。

平成20年分の申告の 税務署窓口での相談、 申告書の提出および 納付の期間

〔所得税〕2月16日(月)～3月16日(月)
 (個人事業者の消費税・地方消費税) 3月31日(火)まで
 〔贈与税〕2月2日(月)～3月16日(月)
 ※「所得税の確定申告の手引き」および「申告書用紙」は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)からもダウンロードできます。

税務署職員が確定申告書の作成方法をアドバイスします

確定申告書の作成について、税務署職員がアドバイスをいたします。来場の際には、申告に必要な資料・筆記用具・電卓などをお持ちください。

当日、午前8時から中央公民館入口で配布する整理券の番号順に受け付けますが、定員になり次第締め切ります。※土地・建物の譲渡所得、株式譲渡、相続、贈与の相談は行いません。

■確定申告書作成アドバイス日程・税理士会無料相談

月	日	定員	相談時間	会場
1月	23日(金)	250人	午前9時30分～正午 午後1時～4時	中央公民館 地下ホール
1月	26日(月)	220人		
1月	27日(火)	220人		
1月	28日(水)	140人		

※ご自身で確定申告書を作成していただけます。
 ※28日(水)のみ税理士会による無料相談です。
 ※2月にも確定申告の無料相談があります。

e-Taxをご利用 ください

e-Taxは、あらかじめ開始届出書を提出し、登録をしておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届け出などの手続きができる国税電子申告・納税システムです。

※詳細は、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)またはヘルプデスク ☎(0570)015901でご確認ください。

〔e-Taxはここが便利〕

▽国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」から直接電子申告できます。

▽医療費の領収書や源泉徴収票等の添付書類は提

確定申告はインターネットで!
インターネット
国税電子申告・納税システム(e-Tax)

国税の申告や納税、法定調書等の提出が、税務署に出かけなくても、自宅やオフィスでできる便利でうれしいサービスです。

e-Tax をご利用いただくための3つのステップ

STEP 1 電子証明書を取得します。

STEP 2 開始届出書を提出して利用者識別番号を取得します。

STEP 3 電子証明書などを登録します。

申告・納税・申請すべておまかせ e-Tax
 詳しくは

出不要です(確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります)。

▽税務署や金融機関に行かなくても国税に関する手続きができます。

▽電子納税は、現金等を持ち歩かないため安全です。

電子証明書の 取得はお早めに

所得税の確定申告をe-Taxで申告される方は、電子証明書の取得が必要です。確定申告時期が近づくと、窓口が大変混雑しますので、電子証明書の取得は早めにお願いたします。

電子証明書の申請には、住民基本台帳カードが必要です。本人確認書類として、運転免許証、パスポートなどの写真付きの証明書が必要となる場合もあります。

〔問い合わせ〕市民課

■償却資産の例示

資産の種類	課税客	体
構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、内装、外装、庭園、そのほか土地に定着する土木設備等	
機械および装置	旋盤、ボール盤、プレス機、モーター、ポンプ、科学機械、コンペアー、医療機械、そのほか物品の製造・加工等に使用する機械および装置等	
船舶	ボート、釣り船、貨物船等	
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
車両および運搬具	フォークリフト、構内運搬車、自転車、大型特殊自動車、ロードローラー、ブルドーザー、パワーショベル、タイヤローラー等(ただし、自動車税・軽自動車税が課税されるものは除く)	
工具・器具および備品	机、椅子、計算機、測定工具、検定工具、応接セット、陳列ケース、ロッカー、医療用機器、理容・美容機器、金庫、タイプライター、自動販売機、冷蔵庫、テレビ、クーラー、そのほか各種工具および備品等	

※アパートや駐車場等を経営されている場合、土地・家屋以外の資産(エアコン、外溝、塀、アスファルト舗装、砂利敷、フェンス等)は、償却資産に該当します。

土地・家屋以外で事業(工場・事務所・店舗・アパート・駐車場等)の用に供することのできる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有する償却資産を法人・個人を問わず申告することになっていきます。

初めて申告する方は、申告用紙を送付しますのでご連絡

ください。

▽償却資産とは
工場や商店・アパート等を経営している方が所有する事業用資産で、法人税または所得税で減価償却の対象となる資産です。

〔提出先・問い合わせ〕2月2日(月)までに課税課へ。

平成21年度償却資産の申告